

8 川 監 公 第 4 号

令和 8 年 7 月 1 日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 7 年 1 0 月 1 0 日付け 7 川 監 公 第 9 号で公表した監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	川 鍋 雅 裕
同	川 上 善 行
同	雨 笠 裕 治
同	浜 田 昌 利

8川総コ第27号

令和8年4月30日

川崎市監査委員	川	鍋	雅	裕	様
同	川	上	善	行	様
同	雨	笠	裕	治	様
同	浜	田	昌	利	様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和7年10月10日付け7川監報第5号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和7年度第1回定期（工事）監査の結果に対する措置状況

（1）切削作業時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

東橋中学校ほか1校体育館改修その他工事は、体育館の改修工事を行うものである。

切削屑^{くず}の飛来等による危険の防止については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第106条第1項によると、事業者は、切削屑^{くず}が飛来すること等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該切削屑^{くず}を生ずる機械に覆い又は囲いを設けなければならないとされており、同項ただし書によると、覆い又は囲いを設けることが作業の性質上困難な場合において、労働者に保護具を使用させたときは、この限りでないとされている。

しかしながら、塗装面の下地処理作業について見たところ、ディスクグラインダー等を覆い又は囲いを設けずに使用しているにもかかわらず、切削屑^{くず}の飛来等による危険を防止するため、作業員に保護メガネを使用させるなどの措置を講じていない状況が認められた。

塗装面の下地処理作業等の施工管理に当たり、監督員は、切削屑^{くず}の飛来等による事故の未然防止に努めるよう、受注者に危険防止措置の指導を徹底されたい。

[措置の内容]

指摘事項については、職員に対して、定期（工事）監査の結果について情報共有を図るとともに、再発防止を図るよう周知徹底し、各現場において、担当者から指導及び周知徹底を実施しました。

あわせて、安全意識の向上を目的として、市内建設業者及び職員等に向けた講習会を開催しました。今後は、適正な監督に努めます。

（工事番号27）（まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当）

(2) 高所作業時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

土橋保育園改築工事は、保育園の改築工事を行うものである。南百合丘小学校直結給水化改修工事は、校舎の直結給水化を行うものである。川崎病院照明設備改修その1工事は、照明器具の更新を行うものである。

高所作業時の安全対策については、労働安全衛生規則第519条によると、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならないが、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、高所作業時の安全対策についてみたところ、高さが2メートル以上の箇所において、囲い等を設けていないにもかかわらず、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じていない状況が認められた。

高所作業時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、受注者に対して墜落防止措置の指導を徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項については、職員に対して、定期（工事）監査の結果について情報共有を図るとともに、再発防止を図るよう周知徹底し、各現場において、担当者から指導及び周知徹底を実施しました。

あわせて、安全意識の向上を目的として、市内建設業者及び職員等に向けた講習会等を開催しました。

今後は、適正な監督に努めます。

(工事番号 2 1) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

(工事番号 4 2) (まちづくり局施設整備部機械設備担当)

(工事番号 4 9) (病院局経営企画室)

(3) その他軽易な事項であるが改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。その概要は次のとおりである。

ア 仕様書に定められた工法による作業を行うよう指導を適切に行うべきものの

手すり先行の足場設置が徹底されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、職員に対して、定期（工事）監査の結果について情報共有を図るとともに、再発防止を図るよう周知徹底し、各現場において、担当者から指導及び周知徹底を実施しました。

あわせて、安全意識の向上を目的として、市内建設業者及び職員等に向けた講習会を開催しました。

今後は、適正な監督に努めます。

(工事番号 1 8) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

イ 積算内容の確認を十分に行うべきもの

工事費の積算に当たり、内容の確認が十分でなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、職員に対して、定期（工事）監査の結果について情報共有を図るとともに、再発防止を図るよう周知徹底を実施しました。

今後は、適正な積算に努めます。

(工事番号 3 8) (まちづくり局施設整備部機械設備担当)